

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 1 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 6 月 25 日（木）

<場所>

本庁舎 3 階 302 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、福井委員、藤野委員、野澤委員

事務局（3 名）

小泉行政管理課長、羽山主査、三枝主査

説明者（4 名）

地域防災担当副参事、安全・安心対策担当副参事、特命プロジェクト推進課長、道路課長

<開会>

【部会長】

それでは、第1回外部評価委員会第1部会を開催したいと思います。

本日は、計画事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会会長の加藤です。部会の委員は、野澤委員、小池委員、藤野委員、福井委員です。

それでは、計画事業47「災害情報システムの再構築」と計画事業48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」についてヒアリングを始めたいと思いますが、まず、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

まず、計画事業47「災害情報システムの再構築」についてご説明します。第二次実行計画の156ページをお開きください。

本事業は、「災害に備えるまち」という個別目標に位置づけられた計画事業です。

この個別目標は、減災社会を目指して区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域

ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないで住むまちを目指していくというものです。

今回ご説明する事業は、この個別目標の中に二つある基本施策のうち、2番目の「災害に強い体制づくり」という基本施策に位置づけられています。

同じ基本施策の中には、本日2番目にヒアリングを実施します計画事業48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」があります。

最初に説明する計画事業47「災害情報システムの再構築」については、災害時における区民、帰宅困難者等に対する迅速な情報提供ができるシステム、並びに避難所情報や災害時要援護者安否確認情報等のシステムを整備するとともに、被災者支援に向けて、り災証明の発行や被災者台帳の作成等を円滑に行うための被災者生活再建システムを整備する事業です。

続いて、計画事業48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」について説明します。第二次実行計画の156ページをお開きください。

本事業の個別目標や基本施策は、先ほどの事業と同様です。

計画事業48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」は、災害時における在宅避難者、帰宅困難・要援護者のための食料等の備蓄物資を充実させるとともに、災害用備蓄物資の適正配置等や新宿駅周辺帰宅困難者の一時待機場所となる避難所の運用資機材の整備により、災害応急活動体制を確立するための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、所管課長から何か補足がありましたらお願いします。なければ、事業の説明をお願いします。

【説明者】

地域防災担当副参事です。

それでは、計画事業47「災害情報システムの再構築」について説明させていただきます。

第二次実行計画の61ページをお開きください。

計画事業47「災害情報システムの再構築」ですが、年度別計画の平成25年度の欄を見ていただきますと、「第一次整備工事」とあります。それから、平成26年度の欄には、「第二次整備工事」とあります。こちらの全体像を含めてご説明をさせていただきます。

まず、災害情報支援システムですが、同報系防災行政無線と移動系防災無線から成るデジタル防災行政無線システムと災害情報システムの二つのシステムを組み合わせ、災害時における応急対策活動の中で発災時に最も重要な活動の一つとなる災害情報の収集・伝達を行います。

それぞれの概要ですが、まず、デジタル防災行政無線システムについて、携帯型無線機や車載型無線機などの移動型の無線機があります。それから、災害対策本部となる本庁舎に統制台がありますが、そこから一斉あるいはグループ別に通信するなど情報を本部から伝達し、そして、災害現場から情報を収集します。このように、無線によって相互通信を行います。

次に、固定系の同報系無線ですが、屋外拡声子局、分かりやすく言えば防災スピーカーです。区内102か所にこういったスピーカーが立っていて、防災スピーカーを通して本庁舎から一斉に同じ情報を区民の方々に伝えることができます。「同報系」というのは、同じ内容を伝えるということです。

続いて、今回再構築を図った災害情報システムについてです。これは、被災地あるいは避難所からの情報を、本庁舎の災害対策本部に集約します。情報というのは、例えば、避難所の開設、あるいは人的被害、道路や建物等の被害情報などのことで、特別出張所あるいは各避難所から音声またはデータによって本庁のほうに伝えられて、その情報を本庁舎の情報地図表示板、あるいは情報数字表示板に集約します。それを災害対策本部の中で活用し、応急活動体制を効果的に行います。これが災害情報システムです。

今回、災害情報システムを再構築したのですが、変更点は大きく分けて三つあります。

一つ目が、平成8年度のシステム導入から20年近く経過し、ハードもソフトもかなり老朽化したということです。こういった老朽化したハード、ソフトを更新するとともに、被害状況についても実態に合わせて細分化しました。これは、必要な項目を追加したり、また、情報の履歴を保存できるようにしたり、災害情報の自由記載の欄を使えるようにする、といったものです。これらのことにより、情報収集機能の高度化・多機能化を図ることができました。

さらに、従来まで接続していなかった、都やDISという災害情報システムなどと連携したり、津波や地震、場合によってはミサイルが飛んできたなどの武力攻撃に関する情報も瞬時に伝えるJ-ALERTという全国瞬時警報システムと接続したり、震度計とも接続するなど、情報の連携を図っています。

二つ目に、各小中学校などの一次避難所や、保健センターや工事事務所、公園事務所、清掃事務所などの災害活動拠点に、今までは音声のみの行政無線を配備していたのですが、パソコンを導入して、端末からの情報収集もできるようになりました。

三つ目に、帰宅困難者用の情報提供の新たなツールとして、新宿駅東口のアルタビジョンの大型モニターに災害情報を提供できるシステムを整備して、帰宅困難者の方にビジョンを通して避難誘導をするようなシステムを導入しました。

以上が、平成26年度の第二次工事によって変更したところです。

それから、もう一つのシステムとして、被災者生活再建支援システムがありますが、こちらについて説明させていただきます。

被災した場合、仮設住宅の提供や支援金、税の減免など、生活再建に向けた様々な支援が数日後に発生するのですが、この支援をなるべく迅速かつ公正・公平にする必要があります。システム導入前は、建物の調査ができる職員がいない、あるいはデータができていない、り災証明の発行がすぐにできないなどの問題がありました。こういった問題を解決するために、建物の簡単な調査をするようなシステムや、調査票として上がってきたデータを瞬時に集約するシステム、あるいはり災証明の発行ができるシステム、そして、そういったものを被災者台帳に管理するシステムが必要になってきます。これは、平成23年3月の東日本大震災を踏まえたも

のですが、これらのシステムを他自治体に先駆けて、新宿区は導入しました。

以上が、事業の概略です。

続いて、評価についてです。

総合評価ですが、災害情報システムを充実し、広く情報提供・情報共有できるシステムを構築することができたので、計画どおりと評価しています。

今後の取組方針ですが、災害情報システムの第一次、第二次工事及び被災者再建システムの導入が計画どおり終了したので、今後はどう適切に運用するかということになります。

第二次実行計画期間を通じた分析の課題欄に記載のとおり、これらのシステムを十分活用できるようにシステムを運用する体制づくり、具体的には平時における準備、訓練、研修が重要となります。運用については、次の第三次実行計画期間は、経常事業の中で対応していきます。

なお、そういった訓練の状況ですが、災害情報システムについては操作マニュアルを作成するとともに、各特別出張所の担当職員に対する研修を行っています。

また、避難所である学校の職員や、保健センターの職員についても、平成27年度中に計画的に研修を実施していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、委員から、何かご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

区の無線を一般区民が傍受できるのですか。

【説明者】

周波体を合わせればおそらく傍受できると思います。そういったセキュリティはありませんので。

【委員】

端末から発信される情報とは、どういったものでしょうか。

【説明者】

例えば、安否確認が必要な方がいるという情報がなかなか口頭で正確に伝わらなかったのに、端末で文書を入力して災害対策本部に伝えるということになりました。

【委員】

逆に言えば、例えば神田川で溺れている人がいると情報を端末でやり取りした場合、その情報を誰かが傍受して助けに行くということにも使えるのですか。

【説明者】

そういった場合は、基本的には警察や消防などへ連絡します。町会の方々とは、なかなかそこまで細かい情報についての直接のやり取りはできませんが、警察や消防などの機関を通じて情報をやり取りして、一番適切な対応をとるとということになります。

【委員】

システムのハードの部分は整備されているということは分かったのですが、災害はいつ起こるか分かりません。このシステムを使う方々はずっと待機しているのでしょうか。

それから、例えば、新宿区の職員が、今どういう状態で避難所に何人集まっているというのは誰が伝えるのでしょうか。

【説明者】

まず、区役所には管理職が必ず常駐しています。それと、防災センターには職員が24時間待機しています。仮に、大きな地震が発生したときには、まず管理職、それから区内の防災住宅に住む職員が、本庁あるいは特別出張所に参集するというシステムになっています。特に、災害情報システムに関しては、防災住宅の職員が訓練を受けています。

まず、地域本部である特別出張所に防災住宅の職員が駆けつけて、いち早く災害情報システムを立ち上げるということになっています。

【委員】

少し心配なのは、例えば先生などは訓練を行っているということですが、その方々が必ずしも発災時に現場にいるわけではありません。一般区民は、情報を受け取るだけというのは不安を感じます。

【説明者】

災害情報システムに限らず、応急活動体制は、誰が担い手になるか、本当にできるのかということが問題になってきます。避難所については、行政が立ち上げるのではなく、基本的には町会の方々に自主的に立ち上げ、運営していただきます。ですので、町会の方々が災害情報システムを立ち上げて、避難所を立ち上げたという報告をすることを想定しています。

町会の方々に関しては、避難所運営管理協議会という組織があるのですが、その協議会の中で訓練していただく、あるいは毎年の避難所の防災訓練の中で、防災無線の操作訓練を行っていただいています。

【委員】

各地域センターは、指定管理者制度を導入していますが、そちらとの連携はどうなっていますか。

【説明者】

地域センターと特別出張所は併設されており、地域センターは指定管理者制度を導入していますが、特別出張所は区の施設であり、災害時にはそこが地域本部になります。地域センターについては、応急活動体制の中では、少し切り分けて考えていただいたほうがよろしいかと思えます。特別出張所ですので、災害時には特別出張所の職員が参集しますし、何よりも先ほど申し上げた防災住宅の職員が真っ先に駆けつけることになっています。

【委員】

例えば、四谷地域センターの場合、施設を24時間管理している管理センターというものがあ

【説明者】

いざ災害が発生したときに、施設を誰が開けるのか、管理をしていくのかという問題があります。四谷地域センターの場合は、24時間体制での管理なので、鍵の問題などはないと思いますが、全ての特別出張所の鍵については、防災住宅の職員が持っています。ですので、特別出張所の職員が一番に駆けつける場合もあるかもしれませんが、防災住宅の職員が自分で開錠して、中で体制を組むということになるかもしれません。

【委員】

職員は特別出張所に夜間も待機しているのでしょうか。

【説明者】

いいえ、していません。

【部会長】

やはり、地域との接点がどうなっているかというのが一番の心配事だと思うのです。それで、システムの操作等の研修を行っている、あるいはそこで地域と連携をしているというお話があったのですが、地域の方々の情報のやり取りというのはどうなっているのでしょうか。

【説明者】

基本的には、一次避難所である各小中学校が、被災された方の生活の場にもなるでしょうし、そこが情報の拠点になってくるのだと思います。本部から避難所に、このシステムを通じて必要な情報が送られるので、避難所を運営する方々がその情報を黒板に書き出すなどして、それを地域の方々が見て、情報を得るということになろうかと思います。そういった中で、双方向に情報を伝達していく形になろうかと思います。

【部会長】

説明の中で、経常事業で対応していくというお話がありましたが、そのことについて詳しくお聞かせください。

【説明者】

システムについては、維持管理や補修といったランニングコストが掛かりますが、それは計画になじみませんので、計画事業以外の事業、つまり経常事業として実施していくことです。

【委員】

り災証明についてですが、証明書の交付を在宅で受けるということとはできないのですか。

【説明者】

今は、防災センターでり災証明の発行を行うことを想定しています。

【委員】

区民個人がシステムにアクセスして証明書の交付を受けることはできないのですか。

【説明者】

できません。

【委員】

り災証明は、本当に被害があったのか現場確認をしなければいけないのではないのでしょうか。

【説明者】

そうです。

【委員】

被害状況を写真に撮って送るというような形はどうでしょうか。

【説明者】

り災証明の申込みがなくても、区の職員がまちに出て、建物が全壊なのか、半壊なのか、一部損壊なのかといった被災状況を調査します。

【委員】

それは、とても時間がかかりますよね。

【説明者】

こういった調査をどのタイミングで行うかという、おおよそ発災から数週間後です。

やはり、発災直後の混乱している状況の中では、正確な被災状況は分かりませんから、ある程度日数が経過したときに職員がまちに出向いて一軒一軒確認していくことになろうかと思えます。ただ、建築の専門職の人数には限りがありますので、事務職の職員でも、建物の被害状況が簡単に判定できるようなプログラムを組み、それに基づいて誰にでも判定ができる調査をして判定していきます。調査結果をシステムに入力して、その後、り災証明が発行できるようになってから、区民の方にお伝えして、証明書の交付を防災センターで受けてもらうことになります。

【委員】

そうすると、区の職員がリーダーシップを持って全部やるということですね。

区の職員が一軒ずつ回って調査するのは大変な時間が掛かるから、双方向にすればいいと思うのですが。

【説明者】

一次的には区の職員が調査を行いますが、その判定に納得できないということがあるかと思えます。そこは、区と本人が調整していくことになり、かなり時間が掛かると思えます。

ただ、迅速にすることは必要なのですが、お宅によって判定が違くと公平性に欠けるので、慎重かつ公平な判定が必要になります。そういったところの兼ね合いを考えながら、しっかりと調査をしていくということになると思えます。

【委員】

例えば、過去の大地震の際に、判定にどのくらいの時間が掛かったのでしょうか。

【説明者】

阪神・淡路大震災の場合ですが、発災が1月17日で、5月に応援に行ったときにもまだ調査を行っていました。時間はかなり掛かると思えます。

【部会長】

では、そろそろ次の事業に入りましょう。

次は、計画事業48「災害用避難施設及び備蓄物資の充実等」です。

それでは、説明をお願いします。

【説明者】

この計画事業には、目的が三つあります。

一つ目ですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、帰宅困難者の問題が新たな課題として浮き彫りになりました。やはり、帰宅困難者への備蓄物資の整備が急務であるということが明らかになりました。

地域防災計画における被害想定ですが、首都直下地震において避難所に避難する方が5万人、在宅ですが普通の生活ができない方が2万7,000人ほど発生するという見込みになっているのですが、この在宅避難者に対する備蓄が不十分でしたので、これを緊急に整備するというのが一つ目の目的です。

二つ目ですが、小中学校の避難所備蓄と、区内32か所の備蓄倉庫における備蓄、いわゆる区備蓄というのものが、これらをバランスよく適正に配置するというものです。

32か所の区備蓄倉庫のうち、10か所の特別出張所管内ごとに1か所の拠点倉庫というものを位置付け、その拠点倉庫を中心に適正配置を順に行っていきます。これが二つ目の目的です。

三つ目ですが、新宿駅周辺の帰宅困難者対策として、一時退避施設として指定している新宿中央公園と新宿御苑に最低限の資機材を配備します。具体的には、クイックテントや発電機、ハロゲンライト、トイレ、椅子といった資機材を配備します。これが三つ目の目的です。

そのほか、帰宅困難者あるいは在宅避難者の対策ではないのですが、避難所の間仕切り、あるいは医療救護所のテントをこの計画事業の中で購入したいと思っています。

以上が、事業概要についての簡単な説明です。

次に、評価についてです。

総合評価にありますように、公助の役割として、帰宅困難者あるいは在宅避難者への対策が非常に重要です。区備蓄倉庫の物資を効率よく活用するためにも、適正配置を継続的に行う必要があると考えています。こういった事業を計画どおりに実施できたと評価しています。

続いて、進捗状況・今後の取組方針及び課題についてです。帰宅困難者対策のうち、特に広域避難場所である新宿中央公園と新宿御苑の2か所に配備した資機材の運用体制の整備が課題です。新宿中央公園を運営管理している指定管理者、あるいは新宿御苑の管理事務所などと協議を進め、円滑に運用できるよう、区・都の役割分担やルールを作成するなど、運用面の整備を図ることが課題と考えています。

また、備蓄物資の適正配置については、拠点備蓄倉庫を中心に地域バランスを確保しましたが、備蓄物資については毎年の更新や新たな購入物資がありますので、そういった更新の時期を捉え、継続的に適正配置を図っていく必要があると思っています。

最後に、第三次実行計画に向けた方向性についてです。災害備蓄物資については、避難する住民の様々なニーズに対応するというには当然限界があるわけですが、女性や子ども、障害者、高齢者等々の多様なニーズがあります。今後は、備蓄物資の充実を更に図っていく必要があるだろうと思っています。

そういったことも踏まえて、備蓄については、引き続き第三次実行計画における計画事業あるいは経常事業で対応していきたいと思っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

備蓄品には消費期限や賞味期限があると思うのですが、期限切れの備蓄品はどのように処理をしているのですか。

【説明者】

備蓄物資の中には1年もたないもの、あるいは3年、5年を期限にしているものについてはなるべく有効に活用するようにしています。お粥や粉ミルクは、区の保育園などに使っていただくということで、廃棄処分としないような方法を極力とるようにしています。

【委員】

廃棄処分することもあるのですか。

【説明者】

手元に資料がなく詳細にお答えすることはできないのですが、廃棄処分をしないことはないと思います。

【委員】

例えば、消費期限の前に、学校の給食などに活用してもらうなどしてもらって、廃棄処分がなくなるようにしてほしいです。

【説明者】

昨年もカップラーメンが消費期限を迎えましたので、避難所訓練に参加する一般の方々のお土産として消費期限が切れる前に配って無駄のないようにしています。同じように、ビスケットやアルファ化米なども、試食用に提供するなど、無駄のないように進めていきたいと思いません。

【委員】

備蓄の品物なのですが、医療用テントというのがあるのですが、簡単な医療用品というのは備蓄されるのですか。

【説明者】

それもあります。テントは、近年、医療救護所を新たに10か所指定したのですが、各医療救護所ではトリアージを行うことになっています。トリアージとは、けがをしている方々を、まず重病・中等傷・軽傷に仕分けをして、優先順位を付けて治療するというものです。それに必要な医療用テントを各医療救護所に配備しています。もちろん、医療用の薬品など必要なものは既に備蓄をします。

【部会長】

再開発などにより建物や居住人口が変わったようなところがあると思うのですが、そういった場合に、備蓄の配置のバランスも変わってくるのではないのでしょうか。そういうときに、例えば、大きな開発の際には必ず備蓄倉庫的なものを設けるなど、民間の開発との連携ということは考えられているのでしょうか。

【説明者】

超高層マンションなどの場合、そこに備蓄をしていただく、あるいは区備蓄倉庫を提供していただくといったお願いをしています。

ただ、その方々が被災して避難所生活をするかということ、恐らくそれはないだろうと思っています。いわゆる再開発マンションというのは、耐震性が高いので、それが崩れるということはずりありません。そういった意味では、防災機能としては最新のものになっているのです。区は、逃げないですむまちづくりを目指しており、なるべく自宅で生活できることを最大の目標にしていますので、特に大きなマンションなどでは、マンションの中で自己完結をしていただきたいと思っています。マンションには管理組合がありますので、そこで防災区民組織を立ち上げていただき、発災時にはマンションの中で安否確認をしていただく、あるいは必要な備蓄物資をマンション内に確保していただくということになります。ですので、公助が働く前に、自助・共助の段階で大丈夫だろうと思っています。

では、再開発などを受けて備蓄の配置バランスを考え直さなければならないかということについては、今申し上げた考え方を採っていますので、再開発を考慮して再配置をしなければならないというような計画にはなっていません。

【部会長】

民間の開発に関しては、例えば備蓄倉庫を設けるなど、マンション内で自己完結できるような指導はなさっているということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

危機管理課とほかの部署との連携で、そのようにしているということですね。

【説明者】

そうです。区の再開発の場合、災害に対してどのような備えをしているかということが必ず懸案として上がってきますので、都市計画部と区長室とで情報共有して、連携をとっています。

【委員】

避難所の訓練についてですが、毎回同じような訓練の仕方をしているように思います。毎回メニューが同じだと、参加意識がなかなか向上しないのではないのでしょうか。実際に作業をしなくても、映像を見るといった方法でもいいのではないのでしょうか。炊き出しをしなくても、何かもう少し意識的な働き掛けを行うようなことはあるのでしょうか。

【説明者】

平成23年3月の東日本大震災以降、防災に関する意識も高まったのですが、区政モニターア

アンケートの結果から見ると、残念ながら現在では防災に関する意識は低下傾向にあります。アンケートの設定ですが、避難場所や避難所を知っているかということと、家庭の中で災害の対策をとっているかということの二つを聞いています。特に、家庭の中で災害の対策をとっているかという質問に対しては、平成25、26年度で相当ポイントが落ちているのです。

委員がおっしゃったように、意識啓発というのは非常に大事だと思っています。ただ、避難所訓練として、避難所を立ち上げるという訓練も当然必要であり、意識啓発という目的を含めた訓練はメニューとして限界があります。訓練については、若い世代の関心度が特に低いので、避難所訓練以外のメニューを考えて、防災思想の普及を別な切り口で取り組んでいく必要があるかと考えています。

例えば、お祭りのようなところで気軽に遊びながら防災と一緒に考えていく、あるいは子ども連れで楽しめるワークショップをするといったメニューなど、今検討しているところです。

【委員】

町会・自治会は地縁法人として法人格を持てるようになりましたが、地縁法人になるには会員が個人である必要があったかと思います。そうすると、今までは町会費の支払の有無に関わらず、皆がともに町会員だという意識があったのですが、法人化されてしまうと、町会費の支払の有無で町会員か否かが決まってきます。それで、以前、町会費を払っている方にだけ防災訓練をお知らせしますというようなチラシをもらったのですが、これは少し違うのではないかと思ったのです。防災訓練は、町会員か否かに限らず、その地域の全ての人に参加してもらいたい、そういうことを強くアピールしてほしいと思います。町会費を払っていない方は非常に訓練に参加しにくいところもあるので、その辺についても少し手を入れてほしいと思います。

【説明者】

そういう実態があるということは私も認識しています。避難所には町会に入っていない方も当然避難してきます。それから、帰宅困難者も来ます。そういった方々を受け入れる体制をつくるのは町会の我々だということをおっしゃっていただいている町会もあります。区としてもそのように考えておりますので、もう少しきめ細かく町会単位で意見交換をする場、座学の間などを設けて、推進していきたいと思います。町会・自治会も様々ですから、それぞれについて意見交換の場が必要かと思っています。

【委員】

ぜひお願いします。

【委員】

町会・自治会の話が出ていますので関連でお聞きしますが、町会加入率を危機管理課として把握しているのでしょうか。

【説明者】

正確な数字は申し上げられませんが、50%前後だと思います。

【委員】

低いですよ。

【説明者】

地縁の問題は防災の問題と同じで、共助の力が少しずつ弱まっていますから、新たな担い手の育成が急務だと思っています。

【委員】

町会にお任せしてあるという発言が多いですが、町会が住民をどれほど把握しているのか、どのくらいコミュニケーションをとられているのでしょうか。

【説明者】

町会も大小あって、規模によって町会の雰囲気や特性も違ってきますし、防災に対する取り組み方も千差万別で、その辺は本当に難しいと感じています。

【委員】

もし、加入率が低いのであれば、新たなコミュニケーションツールというものを作っていかないと、今後若い人がますます町会に入っていないのではないのでしょうか。

【説明者】

防災に関しては、まず生き残ることが大事で、自助が占めるところが大きいです。その後、共助、公助と続くので、まずは自分の身は自分で守るところをしっかりと確保していただければ、町会に属そうが属すまいが、発災直後、自分の命が守られているということになります。その後、町会の加入の有無に関わらず、お互いにサポートすることになるかと思えます。それは、人として当たり前の行動です。

共助についても、様々な担い手で作っていかねばならないと思いますが、やはり、まずは自助の意識を高めていただくというところをしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

計画事業49「安全推進地域活動重点地区の活動強化」について、事務局から体系説明をさせていただきます。

第二次実行計画の157ページをお開きください。

本事業は、個別目標「日常生活の安全・安心を高めるまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、全ての区民が日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちを目指していくというものです。

今回ご説明する事業は、この個別目標の中に二つある基本施策のうち、1番目の「犯罪の不安のないまちづくり」という基本施策に位置付けられています。

本事業は、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づき、安全推進地域活動重点地区

の拡充を進めるとともに、その重点地区の活動を強化することで、複数の重点地区等が相互に連携、協働して防犯活動を行うことにより、地域の犯罪抑止に寄与していくための事業です。

事務局からの説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、事業の評価についての説明をお願いします。

【説明者】

安全・安心対策担当副参事です。どうぞよろしくをお願いします。

平成14年に刑法犯の認知件数がピークを迎えたため、警察としても何とか刑法の認知件数を減らそうということで、各自治体等において安全・安心の推進に関する条例が制定される動きがあり、新宿区においても平成15年に安全・安心の推進に関する条例が施行されました。

この条例に基づき、重点地区を指定しています。地域で防犯活動等を活発に実施していただける団体から申し出があった場合、区が安全推進地域活動重点地区、いわゆる重点地区として指定します。そういった申し出があった団体には積極的に支援をしていこうということで、防犯資機材の提供や、まちの防犯に携わる方に対して最新の犯罪情勢やパトロールの具体的なやり方を伝える実践塾などを行っています。

この重点地区は昨年度までで101団体あります。それから、重点地区には指定していませんが、防犯ボランティアグループとして活動する団体として登録していただいた42団体に対して支援をしています。

やはり、防犯活動というのは、なかなか目に見える効果がないということで、継続することの難しさがあります。これだけやっているのに効果が感じられないことに疑問を持つ方もいらっしゃると思いますが、こちらとしては、刑法犯の認知件数などの情報を発信して、皆様の活動がこれだけの成果があるということを発信しています。そのようにして防犯活動の意識高揚を図り、継続をしていただくという取組をしています。

この重点地区ですが、初年度から2年ぐらいは非常に活発に防犯活動をしていただけるのですが、年を追うごとに活動が停滞してしまうという課題があります。活動は継続することが大事ですので、無理をせずに自分たちのできる範囲で継続していただく、そして一人でも多くの方に参加していただいて、防犯意識の高揚と地域の防犯力の向上を図るための事業です。

そして、地域における防犯団体の活動だけではなく、隣接する団体との連携も非常に重要になってきます。犯罪はその地域だけにとどまることなく、すぐ隣の地域にも影響してしまいます。そこで、隣接する防犯団体と協働して事業を実施しようということで、第二次実行計画ではそういった団体を募って事業を実施しています。

平成26年度は、戸塚地区において、子どもの見守りのための安全マップを地域で連携して作りたいという申し出がありました。そこで、区としても協力しまして、地域安全マップとして戸塚第一、第二、第三小学校、西戸山小学校周辺の大きな地図を作らせていただきました。こういったことにより、町会やPTAの方々の方々の顔つなぎもできて、何かあったときにスムーズな

対応がとれるといった非常に大きな効果があります。これを相互の連携、協働と捉えています。

実際の刑法犯の認知件数ですが、指標の3にあります。平成24年度は9,127件、平成26年度は8,294件ということで、新宿区全体としても平成21年から年々減少しています。それまではずっと1万件台だったのですが、今は8,000件台ということで大幅に減少していて、平成27年度も8,000件を下回るのを目指して、警察と連携してパトロールの強化等をしているところです。

評価ですが、各評価の視点について、それぞれ適切、効果的・効果的、達成度が高いと評価しています。やはり、各会合などで重点地区のアピールをした結果ご理解をいただき、かなりの団体に手を挙げていただきました。今は101団体にご登録いただいています。今までは、防犯面は警察に任せておけばいいといった認識がありましたが、犯罪者が一番嫌うのはやはり地域の目です。パトロールをしていただく、あるいは侵入を防ぐために窓側に足場になるものを置かないなど、防犯力の高いまちをつくることで、効果も非常に上がっていると思います。また、防犯意識の高揚もできていますので、このように評価させていただきました。

課題ですが、都内は全てそうですが、防犯グループの高齢化が非常に進んでいるということがあります。各警察署に防犯協会という組織がありますが、やはり高齢化が進んでおり、各町会の防犯グループについても60代や70代の方が9割ほど占めているという状況です。日中お仕事等をされている方はなかなか防犯活動ができず、活動できたとしても低調になってしまうという課題もあります。そういった課題をいかに克服していくかということで、防犯リーダー実践塾や防犯活動推進連絡会議等でいろいろな施策をご紹介します。

それから、若い後継者を育成していかなければいけないということで、今、専門学校や大学、高校などに働き掛けて、若いボランティアの養成を行っています。特に、新宿警察署管内には、料理専門学校や服飾の専門学校があり、その学生が「シャイニングスターズ」という名称でいろいろなキャンペーンや子どもの見守り活動等に参加しています。

今後も引き続き、重点地区の推進、重点地区の活動を積極的に支援して、防犯力の高いまちをつくっていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問ありましたらお願いします。

【委員】

今、ご説明あった「シャイニングスターズ」について、詳しくお聞かせください。

【説明者】

専門学校の学生にいろいろな防犯活動、最近ですと新宿駅で実施した痴漢撲滅活動などに参加していただきました。一緒にチラシを配布するといったことなどです。ほかにも、子どもの見守り活動をやってみたいということで、下校時間にスクールゾーンで声掛け活動を行いました。

【委員】

学生さんもよく活動されているのですね。分かりました。

【委員】

私は公園ボランティアをしているのですが、午後になると公園にお母さんボランティアの見回り隊が回ってきます。

【説明者】

そういった活動はどんどんやっていただいております。

ただ、こちらで把握していない団体が活動されているということもありますので、そういった団体には重点地区として手を挙げていただければ、区で全面的にバックアップします。

【委員】

区内にも様々なボランティア団体があると思います。公園ボランティアもそうですが、そういったところとの協働なども考えてもいいのではないかと思います。

【部会長】

そういった協働は何かありますか。

【説明者】

やはり、一番多いのがPTAです。区はそういったことをどんどん支援していきたいと考えていますので、そういった団体に重点地区の申し出をしていただければ、区から補助が出ますし、活動中にけがをされた場合の補償制度もあります。そういったことでもバックアップできます。

【部会長】

目標設定について、指標2として「安全推進地域活動重点地区の指定数等の相互の連携又は協働化数」を設定していますが、これは重点地区の地域防犯力を高めるために結構重要な気がします。定義は「安全推進地域活動重点地区に指定された地区等の相互の連携又は協働した数」となっていて、実績を見ると、平成24年度は2、平成25年度は3、平成26年度は3となっていて、合計8ですね。年々、少しずつ増えているという状況です。

それで、協働事業というのは一体どんなものなのでしょうか。

【説明者】

例えば、今一番力を入れているのは、地域安全マップの作成ということで、例えば「とまっふ」という戸塚地域の安全マップを作成した事業があります。自分の学区内だけのマップは学校単位で作られているのが多いのですが、広い地域で学校が幾つも合わさった安全マップというのがありませんでした。そこで、四つの小学校が全部網羅できる戸塚の「とまっふ」という安全マップを作成しました。

【部会長】

それは分かったのですが、どういうものを協働事業と位置づけていて、区としてどのように支援しているのかということをお教えいただけますか。

【説明者】

はい。地域の安全マップの作成について助成しました。

【部会長】

そういうふうには支援しているわけですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

協働した数って一体何でしょうか。その辺のところがよく分からなかったのですが。

【説明者】

協働した地域の数、地区の数です。去年は3地区と協働しました。

【部会長】

それは、どのように協働したということなのでしょう。先ほどの協働事業を行ったということですか。

【説明者】

はい、そうです。一緒になって安全マップを作ったということです。

【委員】

指標3「刑法犯認知件数」ですが、この前ニュースで、歌舞伎町でぼったくりがたくさん発生しているということを聞きました。そのことについてはどこにも出ていないのですか。

【説明者】

これには出ておりません。ただし、犯罪として認知した場合、例えば、ぼったくり店で暴行など傷害などが発生した場合は、刑法犯認知の件数に上がってきます。

【委員】

警察や区でも懸命に取り組んでいるのですが、全国版のニュースで大きく報じられるということは大変なことだと思うのです。こういうことというのは警察だけに任せず、ぼったくり防止条例などを制定するぐらいでやらないと、この繁華街が衰退するような感じがします。

【説明者】

そうですね。既に東京都でぼったくりについての条例を制定しています。

ほかにも、警視庁のほうで、二十数名が明け方まで取り締まりを行っています。また、区としても、18時からパトロールを行い、客引きについていかないでくださいという呼び掛けをしています。あと、ホテルや旅行会社に、外国人観光客向けの注意喚起のチラシを設置しています。日本人の来街者向けにも、ティッシュ配り等を行うなど、対策を強化しています。これは、まちの歌舞伎町振興組合、区、警察が協働して、対策と警戒を促しています。

【委員】

安全推進地域活動重点地区では、防犯ボランティアグループの自主防犯活動を通じて刑法犯認知件数を減少させるということですが、これはどういう活動を区が行っているのでしょうか。

【説明者】

防犯パトロールがメインになります。あとは、万引きが非常に多いので、小売業の協力者などと小売店を回って、万引き防止のチラシを置いてもらうなどの活動をしています。区も一緒

にそういったパトロールに参加しています。

【委員】

区の立場として、それを支援するということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

パトロール用のベスト等を配るなどの支援をすると同時に、一緒に行動するということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

パトロールもいいのですが、パトロールの効果が目に見えるようになれば、活動がもっと活発になってくると思うのですが。パトロールを行うのが当たり前になってしまっているような感じがするので、そこから先の対策を考えていただければと思います。

【委員】

高齢化で、ボランティアを行う人がいなくなるということはありませんか。

区が支援しても、活動を行う人がいなければ、限界がありますよね。

【説明者】

活動者が減っているのは確かです。何とか若い方に協力してほしいです。

【委員】

商店会の防犯活動として防犯カメラの設置があり、それに対して助成金が出ます。我々の商店会は10台の防犯カメラを設置していましたが、4台増やして今は14台になっています。見直しを行うと、設置が必要な箇所というのが新たに出てきますので、この事業をもう少し進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

防犯カメラの効果か、検挙率も上がっているし、犯罪の認知率も下がっています。防犯カメラの設置が犯罪の抑止につながっているのも、もう少しカメラを増やそうかとも思うのですが、増設に対する助成がないのです。ですので、そうしたものを検討していただきたいと思います。

【委員】

防犯カメラは、ダミーのものでも十分効果があるそうですよ。そうしたものの設置も検討されてはどうですか。

【説明者】

そういったものも実際にやっています。全部本物だとお金がかかりますので。

【部会長】

指標3「刑法犯認知件数」ですが、防犯ボランティアグループの自主防災活動によって認知件数が減少したという科学的な根拠を伺いたいのです。深読みすれば分かるのですが、例えば、防犯ボランティアグループが実施する活動の中には、先ほどお話にもあった、防犯カメラの設

置といったものも含まれているのでしょうか。

【説明者】

防犯カメラの設置は、また別の事業です。

【部会長】

犯罪の認知件数が減ったことと防犯ボランティアグループの活動に相関関係が本当にあるのか、少し分かりにくいですね。

【説明者】

防犯活動をこれほど行ったから犯罪が減ったということは目に見えないのですが、実際に刑法犯認知件数が減少していて、それは皆様の頑張りの結果であると考えます。

【委員】

認知件数は、警察からの資料ですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

防犯活動の結果、犯罪の認知件数が減っていると思うのです。これはきっと当然のことでしょう。だから、どうして件数が減っているかということがもう少し分かるような、それが見えるような形になっていると、この事業ももっと進んでいくのではないかという気がします。

では、この事業のヒアリングはここまでとしましょう。どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

それでは、計画事業78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」の体系について説明します。

第二次実行計画の164ページをお開きください。

個別目標は、「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」というものです。これは、働き場、学び場、遊び場としての魅力を高めて、誰にも愛される魅力あふれるまち、区民が誇れ、新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい交流とふれあいのあるまちを目指していくというものです。

この個別目標の中に四つある基本施策のうち、1番目の「新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信」という基本施策に、本事業は位置づけられています。

同じ基本施策の中には、後日ヒアリングを実施する経常事業552「歌舞伎町ルネッサンスの推進」があります。

計画事業78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するために、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、クリーン作戦プロジェクト、地域活性化プロジェクト、まちづくりプロジェクトの三つのプロジェクトを中心に、区、地元事業者、歌舞伎町タウン・マネジメントが官民一体となって総合的な施策を展開する事業です。

事務局からの説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、事業のご説明をお願いします。

【説明者】

特命プロジェクト推進課長です。

計画事業78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」についてご説明します。

こちらの事業ですが、特命プロジェクト推進課が中心となって実施していますが、みどり土木部、環境清掃部、区長室危機管理課、都市計画部などが一丸となってまちづくり、環境美化、安全・安心対策といったものを行っています。

まず、クリーン作戦プロジェクトですが、こちらは、ごみ拾いなどの清掃の部分から、安全・安心対策としての犯罪インフラの除去といったものを総合して、クリーン作戦プロジェクトという名称を付けて実施しているところです。

まず、安全・安心対策ですが、「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」が平成25年9月に施行され、それ以降、まちの方と一体となって歌舞伎町地区のパトロールを実施しています。

平成25年度と平成26年度の12月末現在の刑法犯認知件数を比較すると、歌舞伎町地区においては8.6%の減となっています。パトロールの効果がこちらに表れているかと考えています。

また、危険ドラッグ対策ですが、少し前まで、危険ドラッグの取り扱い店舗が日本に3店ほどありましたが、それが全て歌舞伎町の中に存在していました。そういった現状もあり、危険ドラッグ対策について、区と警察、地元の方々と連携対策を行っているところです。

また、帰宅困難者対策も、こちらのエリアで実際に訓練を行いながら実施しています。

もともと、歌舞伎町ルネッサンスについては、平成17年1月から協議会を立ち上げて実施をしているところですが、この発端となったのが平成13年の歌舞伎町の雑居ビルの火災です。これにより40名以上の方がお亡くなりになりました。そこで、雑居ビル等の防災対策など、官民一体となって撲滅していくというところをスローガンとして掲げています。

続いて、環境美化についてです。まず、大ガード下ですが、こちらは暗くて必ずしも快適な空間ではないような状況でしたが、絵を掲出して明るい空間を演出する、あるいは工事現場の仮囲いを使ってアート作品を掲出することなどにより、落書き防止等を行っています。

店舗のシャッターや受変電設備など、まちのいたる所に落書きがあると、歩行空間も暗く怖いイメージが付きましますので、まちの方と協議しながら、こういったアートを使って明るい空間にするようなことを行っています。

ほかにも、毎週水曜日に、町会や企業、ボランティアの方と我々で環境美化活動を行っています。また、年2回の親子清掃や、ごみゼロデーなど、いろいろな機会を捉えてまちをきれいにする取組を行っています。

続いて、まちづくりの推進の2本目の柱、地域活性化プロジェクトです。これは、まちと行

政とつないで、地域にぎわいの創出という取組を中心に行っている歌舞伎町タウン・マネージメントという任意団体があるのですが、この団体が進めるまちづくりを支援するため、補助金を交付しています。

イベントの実績ですが、イベントの開催できる広場として歌舞伎町の大久保公園を整備し、こちらにたくさんのイベントを誘致して、収益を上げています。

平成22年度から実施しているところですが、今現在、シネシティ広場は整備中で使えない状況です。平成28年4月にリニューアルオープンの予定ですので、大久保公園やシネシティ広場を使って、にぎわいの創出を図っていきたいと考えています。

なお、大久保公園の平成26年度の来場者数は36万3,869人となっており、1年間でこれだけの方に歌舞伎町を訪れていただきました。

さて、歌舞伎町タウン・マネージメントという組織についてですが、平成20年4月に、地元商店街、町会、企業、関係行政機関、区で構成する歌舞伎町タウン・マネージメントを設立し、こちらを中心に地域活性化、歌舞伎町の情報発信等の活動を行っています。

設立目的は三つあります。多様な活動主体の参画の場づくりとネットワーク化、繁華街の地域運営モデルの構築、歌舞伎町ルネッサンス各プロジェクトの推進の三つです。ここは、多岐にわたる課題を官民一体となって進めるに当たり、パイプ役として歌舞伎町タウン・マネージメントが活躍をしています。

現在、22団体に会員になっていただいています。企業、区、警察、消防が名を連ねており、こういった方々で歌舞伎町のまちづくりに取り組んでいるところです。

自主収入金の状況ですが、組織が発足した平成20年度は11万7,000円と収入が非常に少なかったのですが、平成26年度は692万6,665円となっています。こちらは大久保公園を使用したイベントの収益です。予算上は補助金の交付額があまり落ちてないところではありますが、最終的な決算で補助金の返納を行うなど、任意団体として自主運営の収益を増強しているというような状況です。

続いて、都市計画部、土木部中心となって行っているまちづくり、インフラの整備についてです。

平成26年度に歌舞伎町の中心に新宿東宝ビルが新しくオープンしましたが、そちらの前を通るセントラルロードもリニューアルされました。歩道を拡幅して快適な歩行空間を演出するとともに、商店街、振興組合が商店街灯を併せて更新し、皆さんが安心して歩くことができる道をつくるということで、リニューアルしたところです。

こういった取組を進めていますが、この計画事業の目標値と実績の達成状況は、区政モニターアンケートにおいて、歌舞伎町のイメージが向上したと思う人の数を指標として設定し、計測しているところです。平成26年度の実績は若干落ちているのですが、これはインフラの整備中のエリアが非常に多く、なかなかまちが快適な空間になったというイメージを発信できなかったところによるものと思われます。4月以降は東宝ビルもオープンし、今まで歌舞伎町を訪れなかったような方々を含め、非常に多くの方でセントラルロードがにぎわっている状況です。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

評価についても、もう少しご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【説明者】

はい。

指標1「歌舞伎町タウン・マネージメントが進めるまちづくりの支援」ですが、こちらは区政モニターアンケートにおいて、以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う人の割合を定義としており、平成27年度末までに34%まで引き上げることを目標としています。平成25年度に比べ、平成26年度は若干ポイントを下げています。この理由ですが、先ほど申し上げたとおり、工事中のエリアが非常に多く、そういったところが印象として落ちてしまった原因ではないかと分析をしています。

一方、指標2「公共空間を活用した文化の発信」は、ポイントを上げています。これは、大久保公園を中心としたイベントの積極的な展開により、多くの方々に歌舞伎町を訪れていただいたという結果と考えています。

指標3「繁華街の防犯・防災活動の推進」ですが、これは、以前と比較して歌舞伎町が安全になったと思う人の割合を定義としており、前年度に比べ0.5ポイントほど上がっています。これは、客引き防止条例の施行やパトロールの強化といったところが結果として表れていると考えています。

指標4「路上自転車駐輪場の収容台数」ですが、靖国通りの駐輪場整備を目標とするものです。こちらについてはまだ動き出していないので実績はありません。今後、交通対策課が中心になって動き出すものです。

指標5「歌舞伎町クリーン作戦の推進」ですが、歌舞伎町クリーン作戦の参加者数を指標としており、開催の時期によりボランティアの方の参加人数の変動があります。そういったところで、平成26年度は前年度に比べ人数が減っていますが、引き続き実施を強化していきたいと考えています。

また、指標6「まちづくり手法（ルール）の策定」ですが、こちらは平成25年度に策定しまして、セントラルロードから順調に整備が進んでいますので、目標を達成しているところです。

指標7「歌舞伎町街並みデザインガイドラインに基づくセントラルロード等周辺道路の整備」ですが、こちらは平成26年度に完了したものです。平成27年度の予定としまして、シネシティ広場の整備を進めていきます。

次に、評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手ですが、適切と評価しています。公共施設の整備、放置自転車対策、不法看板撤去などの取り締まり等、官民一体となって取り組んでいるところです。

次に、目標値設定ですが、誰もが安心して楽しめる歌舞伎町の実現を目指して、官民一体となってにぎわいの創出、安全・安心対策等を進めており、適切と評価しています。

効果的・効率的な視点ですが、それぞれ安全・安心、環境美化、にぎわいづくり、まちづくり等の各プロジェクトを官民一体となって進め、実績を上げているというところで効果的・効率的と評価しています。

目標の達成度ですが、セントラルロードと東宝ビルの工事中ということで指標が若干低くなっているものの、歌舞伎町は非常に多くの方でにぎわっており、周りの店舗もお客様が非常に多くなったということで、来年度は効果として上がってくるのではないかと考えています。

総合評価としては、セントラルロードの整備が終わりシネシティ広場に整備が移ってきますが、引き続き安全・安心対策とにぎわいづくりに取り組んでいきたいと考えています。

最後に、進捗状況・今後の取組です。

平成27年度にシネシティ広場の整備が予定されており、その後、シネシティ広場におけるオープンカフェの展開等を考えています。そういったところで、にぎわいの創出、安全・安心な空間の演出などを進めていく予定です。

ただ、昨今、ぼったくり被害に遭われる方のお話を耳にすることが多いかと思いますが、そういったところではまだまだ安全・安心になったと言い切れない部分もありますので、犯罪インフラの撲滅については引き続き力を入れていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。

何かご質問等ありましたらお願いします。

【委員】

セントラルロード等の整備ですが、区としてどういう目的や方法で決めたのですか。

【説明者】

こちらは、まちの方や有識者の方と、歌舞伎町を明るく安全・安心なまちにしていくにはインフラ整備として何をしたらいいのかといったところを議論し、平成25年4月に歌舞伎町街並みデザインガイドラインというものを策定しました。セントラルロードを歌舞伎町の玄関口として、明るく快適な歩行空間として演出しようということで、整備することが決まりました。

【委員】

新宿駅のところに随分柱がありますよね。新宿駅にはいろいろな方が来ますので、待ち合わせのために、柱に番号をつけてほしいと要請したところ、対応していただきました。

それで、道に関しても、分かりやすいように、名付け方に工夫やルールなどはないのでしょうか。

【説明者】

道の名前は、各商店街がつけた名前になります。歌舞伎町のエリアは歌舞伎町商店街振興組合で管理をしているエリアになりますが、元々は中央通りという名称ですが、外国人の方にも分かりやすい、英語でセントラルロードという愛称がつけられました。

【委員】

なるほど。そうしたら、もう少し道路の名前が浸透するように、表示をしてほしいと思います。来街者に道案内をするときに、説明がしやすくなるので。例えば、救急の通報をするときでも、的確に場所を説明することができます。もう少し、名前が浸透するような方法を考えていただきたいと思います。

【委員】

区政モニターアンケートとは、どういったものでしょうか。

【説明者】

こちらは年4回、区政情報課のほうで行っているアンケートです。特定のモニターにアンケートをご回答いただくものです。平成17年度から、同じ指標でモニターアンケートを実施しています。

【委員】

歌舞伎町は在住者よりも来街者のほうが割合として多いのかと思ったのですが。アンケートの対象は誰ですか。区民でしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

どのくらいの方を対象にしていますか。

【説明者】

対象は1,000名です。

【委員】

在住者にアンケートするよりも、もっと広くアンケートをとり、それを目標としたほうがいいのではないかと私は思ったのですが。

【部会長】

来街者を対象にして街頭アンケートなどを行うことはあるのでしょうか。

【説明者】

それはありません。

【部会長】

ハード面からもソフト面からも頑張っていらっしゃるということがよく分かりました。

しかし、どの空間がどのようになったのかというのが、ご提供いただいた写真だけでは分からず、ぜひそれを見せていただきたかったという気持ちがあります。やはり、空間が変わると雰囲気も変わりますので。

ほかにいかがでしょうか。

では、この事業のヒアリングはここで終了とします。

大変ご丁寧な説明ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

それでは、計画事業44「道路の無電柱化整備」の体系についてご説明します。

第二次実行計画の156ページをお開きください。

この事業は、個別目標「災害に備えるまち」に位置付けられた事業です。これは、減災社会を目指し、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指していくというものです。

今回説明する事業は、この個別目標の中にある二つある基本施策のうち、1番目の「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」という基本施策に位置づけられています。

同じ基本施策の中には、後日ヒアリングを実施する計画事業42「建築物等の耐震化強化」や計画事業43「道路、公園の防災性の向上」、計画事業45「木造住宅未修復整備促進」、計画事業46「再開発による市街地の整備」などがあります。

今回ヒアリングを行う計画事業44「道路の無電柱化整備」は、主要な区道において電線類を地下に埋設し電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めて、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市空間の創出を図るとともに、再開発等の機会を捉えて、事業者等に無電柱化の整備を要請していくといった事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、この事業についてご説明をお願いします。

【説明者】

道路課長です。よろしく申し上げます。

それでは、三栄通りの路線からご説明させていただきます。

初めに、場所ですが、四ッ谷駅の近く、20号線新宿通りのちょうど北側の路線になります。約400mの区間についての無電柱化を行うという事業です。

道路のイメージとして、現状は、11mの幅員で車道が6mで歩道が付いています。整備後は、11mの幅員の中でも、歩道を拡幅しながら無電柱化もしていくということで、歩道4m、3mの、車道が4mという構成となります。

それから、電線共同溝工事の流れですが、工事を行う手順としては、一番初めに、埋まっているガスや水道等既存の埋設管の移設を行い、電線共同溝の入る位置を空けます。それから、電線共同溝の工事を行います。次に、各企業者の有線工事、管の中にセンサーを入れるというような工事を行い、その後、電線・電柱の撤去を行います。最後に、舗装の工事を行って工事が完了します。

スケジュールですが、平成24年度から電線共同溝工事を進めており、平成26年度は一部区間について、電線共同溝の部分と道路築造工事までが終了しました。平成27年度については、残

りの東側部分の工事を行います。

続きまして、聖母坂通りについてです。下落合駅の北側に新目白通りが横に通っています。その更に北に、目白通りが同じく横に通っています。両方とも都道ですが、この新目白通りと目白通りの間に縦に区道が通っており、これが聖母坂通りで、この通りの工事を行うというものです。

現在、約10mの中で車道と歩道をガードパイプ等で仕切っていますが、一部車道を狭めながら、電線共同溝を整備していきます。こういったところでは、有効幅員をある程度確保しながら、地上機器や無電柱化の整備を行っていきます。

工事の流れについては先ほどと同様ですので、省略させていただきます。

最後に、スケジュールですが、平成25年度から移設工事を行っており、平成26年度から電線共同溝の工事に入っているというところからです。それから、平成27年度も同様に電線共同溝の工事を行って、平成28年度も入線工事や電線・電柱の撤去等を行い、平成29年度に道路の築造工事を行って完了する予定です。

続いて、計画事業評価シートについて説明します。

まず、手段ですが、路線の選定として、防災・景観の観点から整備の必要性、効果を総合的に評価して、幹線道路から優先的に整備していきます。

無電柱化の手順としては、記載のとおり、①地元、関係機関との調整、②設計、③支障物の撤去・移設、④電線類を地下に收容するための共同溝の設置、⑤電柱の撤去、⑥道路の整備となっています。

対象路線としては三栄通り、聖母坂、補助72号線Ⅰ期があり、補助72号線Ⅰ期については都市計画道路事業、つまり用地買収をしながら道路を造っていくという事業ですが、こういった事業の進捗を見ながら、併せて無電柱化工事も行っていきます。

平成26年度の主な実施内容としては、先ほどご説明したような形で三栄通り、聖母坂の整備を行います。補助72号線Ⅰ期については都市計画事業となりますので、その進捗状況に合わせて無電柱化についても整備していこうと考えています。

目標の設定ですが、三栄通りと聖母坂通りの地中化整備路線をそれぞれ指標としており、三栄通りについては平成27年度末の完成を目指して取り組んでいるところです。それから、聖母坂については、平成29年度の完成を目指して取り組んでいるところです。

三栄通りについては、平成26年度は電線共同溝の設置ということで、平成27年度に道路の整備を行えば完了となります。聖母坂通りについては、平成27年度までで工事全体の60%の進捗率となります。平成26年度は、支障物の移設と電線共同溝の半分区間、北側の区間の工事を実施しまして、両方合わせて20%の事業進捗というところです。

事業の評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手ですが、防災性の強化やバリアフリー、景観の創出といったものについては、区の責務で取り組んでいくものと認識しています。

それから、適切な目標設定については、電線共同溝の設置に際して支障となる埋設物の移設、

地元関係者との調整等が必要です。事業に係る所要時間から目標値を設定しており、適切と考えています。

効果的・効率的な視点についてですが、無電柱化事業は多額の経費が必要ということから、国庫補助等を活用しながら効率的に進めています。それから、専門性が高い事業ということで、外郭団体の活用や企業のノウハウの活用により、整備を効果的に行っています。

目標の達成度ですが、三栄通りについては、電線共同溝の本体工事が完了しました。聖母坂通りについては、共同溝の設置に必要となる、支障となる移設工事などが完了し、また、北側の電線共同溝の工事を実施したというところで、予定どおりに進捗しています。

総合評価ですが、各路線とも整備の完了に向け予定どおり進捗しており、計画どおりです。進捗状況・今後の取組方針についてです。

まず、平成26年度の課題に対する方針についてです。

三栄通りについては、道路整備の一部（相互通行区間）について平成27年度から平成26年度に繰り上げて街築工事、道路工事まで実施しました。そのため、引き続き現場や工事の管理、安全管理を徹底して、併せて進捗状況を地元の方々に周知していこうと考えています。

聖母坂通りについても、同様に工事の進捗状況を沿道関係者の方々に周知していきます。

補助72号線Ⅰ期については、都市計画事業の進捗に合わせて調整を行っていきます。

平成26年度の実際取組状況ですが、三栄通りについては、相互通行区間の整備まで完了しました。聖母坂通りについても、支障物の移設工事が完了して、共同溝の整備に着手しているところです。補助72号線Ⅰ期についても、都市計画事業と合わせた共同溝の整備に向けた調整を行っています。

平成27年度取組概要ですが、三栄通りについては平成27年度末の完成を目指し、電線共同溝の付帯工事、電線・電柱の撤去工事等を行っていきたくと考えています。

聖母坂通りについては、昨年と同様、工事の管理や沿道周知の徹底を引き続き行っていきたくと考えています。

補助72号線Ⅰ期については、今年度、電線共同溝の整備に向けた設計、試掘に着手していきたくと考えています。

続いて、第二次実行計画期間を通じた分析についてです。

三栄通りについては、平成27年度の完成により防災性の向上や美しい都市景観の創出が達成されます。無電柱化整備に合わせた歩道拡幅、街路樹整備を行うことにより、快適な歩行空間、バリアフリー化を図っていきます。聖母坂通りについても、沿道の方々との調整、それから本体工事を実施し、平成29年度の完成を見込んでいます。

課題としては、電線共同溝の工事には多くの時間と経費がかかりますので、比較的狭い道路については、地上機器の確保や設置場所の確保、歩行者動線の確保が課題になってくるかと思っています。

第三次実行計画に向けた方向性ですが、引き続き聖母坂通り、補助72号線Ⅰ期について整備を進めていこうと考えています。都道とのネットワーク化を含めて、整備の必要性や効果等を

適宜評価し、幹線道路から優先的に整備していきます。また、再開発の機会を捉えて、積極的に整備を促進していきたいと考えています。

また、工期短縮やコスト削減を考えながら、既設管の活用等、様々な工夫をしながら整備を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について何かご質問等ありましたら、お願いします。

【委員】

聖母坂はよく通ります。電柱がなくなるのはすごくいいと思うのですが、少しお聞きしたいのは、どういう基準で道路の電柱をなくすのでしょうか。非常にお金がかかる事業なので、選定の基準を知りたいのですが。

【説明者】

防災性や景観の観点から、整備の必要性や効果を総合的に評価して、幹線道路から整備をしていくというような形で考えています。

区の総合計画などでの位置付け、それから、バリアフリーの観点から特定路線や準特定路線、また、防災上の重要な路線かどうかということも関わってきます。ほかにも、効果的などころとしては、駅周辺や歩行者の幹線系道路であるかどうかというところがあります。施工性なども考えると幅員関係も勘案しながら選定しています。

【委員】

チェックシートなどで最優先の道路を絞り込んでいくのでしょうか。

【説明者】

そうですね。チェックシートということではないのですが、先ほどご説明させていただいた観点から重要な部分を絞り込んでいくということになります。

地域の方々から、狭い道を広くできないか、無電柱化できないかというご要望などを多く寄せられていますが、施工性の問題というのはかなり大きく、幅員がある程度ないと施工はなかなか難しいです。

聖母坂通りについては、先ほどご紹介させていただいたように、幅員が狭いところでは、民有地や区の施設の中に地上機器を設置するといった工夫をしながら、無電柱化をしています。

これまでに、調整、協議等、いろいろな手順を踏んで取り組んできましたが、更に狭い道路でどのように整備するのかは今後の課題です。

【委員】

交通量なども考慮してということですね。

【説明者】

ネットワーク的にも無電柱化で効果があるかどうかというような観点でも考えていきたいと思えます。

【部会長】

私も優先順位について関心があります。今おっしゃったようなことは、おそらく、それぞれの計画があって、そういったものを重ねていって対象道路を決定していると、そういうことでよろしいでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

一方で、地権者の意向というのものもあるような気がするのですが。そういったことも勘案していただきたいと思います。

【説明者】

そういったご要望についても勘案しながら、路線を選定しているところです。実際、聖母坂通りなども、地域のご要望がある道もありましたので、そういった声も聞きながら、先ほどの観点も踏まえて選定していくというものです。

【部会長】

今後の優先順位も全部決まっているのですか。

【説明者】

いや、これから決めていこうと考えています。

【委員】

三栄通りは、どれほど駐車ができるのですか。

【説明者】

パーキングメーターは6台分設置します。

【委員】

大体直線になってしまいますね。

【説明者】

もともと道路の線形は直線的なので。

【委員】

私としては、三栄通りに優先度があるとは思えません。

一つ教えてもらいたいのですが、地上機器の設置について、トランスが民有地に入るようですが、神楽坂の場合、民有地は絶対に避けるということでした。変更された経緯はどのようなものがあるのですか。

【説明者】

基本的に民有地には入れません。しかし、道路自体が狭い場合ということで、工夫しながら設置しないといけませんので、今回は落合第一特別出張所の中に設置します。

【委員】

反対側の方はどうですか。

【説明者】

反対側は、地上機器自体は道路の中にあります。そして、少しセットバックしている部分があるので、そういったところを使いながら歩行者空間を確保していこうと考えています。

【委員】

現況と幅員は変わらないのですよね。

【説明者】

そうですね。現道の幅員は変わりません。しかし、車道幅は少し狭くなっています。

【委員】

外にはみ出るといことはないでしょうね。

【説明者】

はい、そうです。

【委員】

この通りは、交通量がとても多いのに対して、狭いですよね。

【説明者】

交通管理者ともお話ししながら進めています。

【委員】

三栄通りなどは絶対駐車できませんよ。

【説明者】

はい。駐車違反の取締まりを警察が重点的に行っている路線ということもありますので、整備の際には、警察協議を行いながら、そういった違法駐車を排除していこうと考えています。

【委員】

住民からも賛同は得られているのですか。

【説明者】

ええ。沿道の方々も含めてご説明させていただいています。周辺の方でご理解をなかなか賛同いただけない方も一部いらっしゃいますが、多くの方にはご賛同いただいています。

【委員】

駐車6台というのは、相当ハードルが高いような気がします。

【説明者】

車のサイズにもよりますが、時間が掛からなければ停車が可能な箇所もあろうかと考えています。

【委員】

仕方ないことでしょう。

【説明者】

基本的に駐車違反は排除するということで、警察とも話をしています。

【部会長】

防災や景観、バリアフリーなど、優先順位を決めるのにいろいろな要素があると思いますが、この通りがなぜ選定されたのか、パンフレットなどに明記したほうが良いと思うのです。この

ように位置付けられているから、優先的に工事を行うのだということ。

あと、パンフレットについて言えば、完成後の絵が景観を配慮しているとは到底思えないような、何か寂しい絵になっているのが気になります。これが現状かもしれませんが、パンフレットにもう少し説明書きがあればよかったですと思います。

【委員】

私は聖母坂通り近辺に住んでいるので、今回の整備はとてうれしいのですが、ほかの地域の方から見ればどうしてここなのかと思われてしまうのではないかという危惧があります。病院もあるし特別出張所もあるし学校もあるので、場所としてはとてもいいと思うのですが。

【委員】

優先度はそこまで高くないのではないのでしょうか。

【委員】

私もそのように思います。

【委員】

病院があれば救急車なども通ります。今だって歩けないので、整備対象となるのもおかしくないと思いますが。

【委員】

事情は分かりますが、知らない方が見たら、何でここなのかと思うのではないのでしょうか。

【部会長】

どういう位置づけなのかという説明や計画の背景といったものが明示されていればいいですね。あと、パンフレットの地図も今のままでは分かりづらく、もっと広域に書いていただくといいと思います。これはあまりにも寂しくて、どういう事情があるのかは分かりませんが、見る人に納得していただけるような図面のほうがいいという気がします。

何かいろいろ言ってしまうって申し訳ないのですが、市民に分かりやすく、なぜここなのかということが分かるように説明していただきたいし、整備によってこんな効果があるということがパンフレット等を通じて分かるようになればいいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、本日はこれで閉会とします。

<閉会>